薬生薬審発 0 2 0 5 第 1 号 2021 製化管第 10 号 環保企発第 2 1 0 2 0 5 1 6 号 令和 3 年 2 月 5 日

日本テントシート工業組合連合会 理事長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長 ( 公 印 省 略 ) 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課長 ( 公 印 省 略 )

防炎剤を使用した製品の輸入の際の留意事項について (会員企業への周知のお願い)

日頃から化学物質の適切な管理にご協力下さり誠に有り難うございます。ご承知のとおり、 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「化審法」と いう。)は、人の健康及び生態系に影響を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防 止することを目的としており、新規化学物質の事前審査、上市後の化学物質に関する継続的な 管理措置、化学物質の性状等に応じた規制及び措置を定めています。

また、化学物質の性状等に応じた規制及び措置としまして、難分解性・高蓄積性・人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性のおそれがある物質を「第一種特定化学物質」とし、製造・輸入・使用を禁止しています。さらに、政令で指定した製品については、「第一種特定化学物質」を使用した製品の輸入を禁止しています(化審法第24条第1項及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和49年政令第202号。以下「化審法施行令」という。)第7条。)。

この度、令和元年9月に輸入事業者が中国から輸入した「のぼり」の一部に、「第一種特定 化学物質」として規制されているデカブロモジフェニルエーテルが防炎剤として使用されてい たことが判明しました。

デカブロモジフェニルエーテルを使用して防炎性能を与えるための処理をした「生地、床敷物、カーテン、旗及びのぼり」を我が国に輸入することは、化審法により、平成30年10月1日から禁止されています。当該事業者に対しては、注意指導を行うとともに、再発防止に努めるよう指導しました。

貴団体におかれては、会員企業が「生地、床敷物、カーテン、旗及びのぼり」を輸入する際に、当該製品の製造事業者に確認を取る等の方法により、防炎剤にデカブロモジフェニルエー

テルが使用されていないことを確認するよう周知をお願いします。また、「生地、カーテン」 を輸入する際には、防炎剤にヘキサブロモシクロドデカンが使用されていないことをあわせて 確認するよう周知をお願いします。

なお、政令で指定している製品で「第一種特定化学物質」を使用したものの輸入をした場合は、化審法第57条第2号の規定に基づき罰せられる場合があります。

## <参考1>化審法

- 第二十四条 <u>何人も、政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの(以下</u> 「第一種特定化学物質使用製品」という。)を輸入してはならない。
- 2 前項の政令は、第一種特定化学物質ごとに、海外における当該第一種特定化学物質の使用 の事情等を考慮して定めるものとする。
- 第五十七条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金</u> <u>に処し、又はこれを併科する。</u>
- 一 (略)
- 二 第十八条、第二十四条第一項又は第二十五条の規定に違反した者
- 三~五 (略)
- <参考2>化審法施行令
- 第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。

十四 ヘキサブロモシクロドデカン	一 防炎性能を与えるための処理をした生地二 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤三 発泡ポリスチレンビーズ四 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン
十七 デカブロモジフェニルエーテル	<ul> <li>一 防炎性能を与えるための処理をした生地</li> <li>二 生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調整添加剤</li> <li>三 接着剤及びシーリング用の充填料</li> <li>四 防炎性能を与えるための処理をした床敷物</li> <li>五 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン</li> <li>六 防炎性能を与えるための処理をした旗及びのぼり</li> </ul>

## <問い合わせ先>

厚生労働省医薬 • 生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話 : 0 3 - 5 2 5 3 - 1 1 1 1 内線 2 6 9 4、E-mail : <u>exchpro@mhlw.go.jp</u> 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話 : 0 3 - 3 5 0 1 - 1 5 1 1 内線 3 7 0 1、E-mail : qqhbbfa@meti.go.jp 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話 : 03-3581-3351 内線6367、E-mail: chem@env.go.jp